

吹田市認定外道路・水路等管理条例

平成16年12月28日条例第33号

吹田市認定外道路・水路等管理条例第1条 この条例は、認定外道路及び水路等の管理に関し必要な事項を定めることにより、認定外道路及び水路等の適正な利用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認定外道路 市が所有する一般交通の用に供する道路で道路法(昭和27年法律第180号)が適用される道路以外のものをいい、トンネル、橋等道路と一体となってその効用を全うする施設及び工作物並びに認定外道路の附属物を含むものとする。
- (2) 認定外道路の附属物 道路標識、さく、並木等道路の構造の保全、安全かつ円滑な交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物であって、認定外道路に附属して設けられるものをいう。
- (3) 水路等 市が所有する公共の用に供する水流又は水面で下水道法(昭和33年法律第79号)が適用される下水道及び河川法(昭和39年法律第167号)が適用又は準用される河川以外のものをいい、当該水流又は水面に係る水路等管理施設を含むものとする。
- (4) 水路等管理施設 せき、護岸等水路等の流水によって生ずる公利を増進し、又は公害を除却し、若しくは軽減する効用を有する施設をいう。

(法定外公共物の維持又は修繕)

第3条 市長は、認定外道路及び水路等(以下これらを「法定外公共物」という。)を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって法定外公共物の利用に支障を及ぼさないように努めるものとする。

(行為の禁止)

第4条 何人も法定外公共物に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) みだりに法定外公共物の敷地に車両、土石、竹木等を捨て、又は放置すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の適正な利用に支障を及ぼす行為をすること。

(占用の許可)

第5条 法定外公共物の占用(法定外公共物の敷地に工作物、物件又は施設を設け、継続して法定外公共物を使用することをいう。以下同じ。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 前項の規定による許可（以下「占用の許可」という。）の期間は、5年以内とする。ただし、規則で定める場合の期間は、10年以内とする。
- 3 法定外公共物が道路法若しくは下水道法の適用若しくは河川法の適用若しくは準用を受けることとなったとき、又は法定外公共物の供用が廃止されたときは、当該法定外公共物に係る占用の許可は、その効力を失う。

（占用料）

第6条 前条第1項の規定により占用の許可を受けた者（以下「占用者」という。）は、占用料を納付しなければならない。

- 2 占用料の額及び徴収方法については、吹田市道路占用料徴収条例（昭和28年吹田市条例第213号）第2条、第3条及び別表の規定を準用する。この場合において、水路等に設ける橋等（水路等を横断して設けられる施設をいう。）は、同表法第32条第1項第5号に掲げる施設その他のものの項に該当する施設とみなす。
- 3 占用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 4 既納の占用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（地位の承継）

第7条 相続人、合併又は分割により設立される法人その他の占用者の一般承継人（分割による承継の場合にあっては、占用の許可に基づく権利又は占用の許可に係る工作物、物件若しくは施設を承継する法人に限る。）は、被承継人が有していた占用の許可に基づく地位を承継する。

- 2 前項の規定により地位を承継した者は、その承継の日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（権利譲渡等の制限等）

第8条 占用者は、市長の承認を受けなければ、占用の許可に基づく権利又は占用の許可に係る工作物、物件若しくは施設を他人に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- 2 占用の許可に基づく権利又は占用の許可に係る工作物、物件若しくは施設を譲り受けた者は、譲渡人が有していた占用の許可に基づく地位を承継する。

（原状回復）

第9条 占用者は、占用の許可の期間が満了したとき又は占用を廃止したときは、市長の指示に従い、その費用を負担して、法定外公共物を原状に回復し、又は市長に指示された措置を講じなければならない。

(工事の許可)

第10条 次に掲げる行為(以下「工事」という。)をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 法定外公共物の敷地において土地の掘削、盛土その他の土地の形状を変更する行為又は竹木の栽植若しくは伐採をすること。

(2) 認定外道路の附属物又は水路等管理施設の改築又はこれに類する行為をすること。

2 前項の規定による許可(以下「工事の許可」という。)の期間は、1年以内とする。

3 第5条第3項及び第7条から前条までの規定は、工事の許可について準用する。

(監督処分)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、占用の許可若しくは工事の許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止、工作物、物件若しくは施設の改築若しくは除却その他の必要な措置を講ずべきことを命ずること若しくは法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく市長の指示に違反した者

(2) 占用の許可又は工事の許可に付した条件に違反している者

(3) 詐欺その他不正な手段により占用の許可又は工事の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

3 前項の規定により市長が工作物、物件又は施設を除却した場合については、河川法第75条の規定の例による。

(許可等の条件)

第12条 市長は、この条例に基づく許可又は承認には、必要な条件を付することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第14条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第4条の規定に違反した者
 - (2) 第5条第1項又は第10条第1項の規定に違反して法定外公共物の占用又は工事をした者
 - (3) 詐欺その他不正な手段により第5条第1項又は第10条第1項の許可を受けた者
 - (4) 第7条第2項(第10条第3項において準用する場合を含む。)の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者
 - (5) 第11条第1項の規定による市長の命令に違反した者
- 2 詐欺その他不正な行為により第6条に規定する占用料の全部又は一部の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が50,000円を超えないときは、50,000円)以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において大阪府公有土地水面使用料条例(平成12年大阪府条例第130号)第1条に規定する使用許可を受けていた者が、施行日において引き続き占用の許可を受ける場合における当該占用の許可に係る平成17年度以降の各年度分の占用料の額は、この条例の規定により算出した当該占用の許可について徴収すべき1年当たりの占用料の額が当該年度の前年度の1年当たりの使用料又は占用料の額に1.1を乗じて得た額(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、この条例の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。